

議第 2 7 号

檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
 檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和 4 年 6 月 6 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年檀原市条例第 1 号）の一部を次の表のように改正する。
 （下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払） 第 4 条 檀原市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （1） （略） （2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自	（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払） 第 4 条 檀原市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （1） （略） （2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自

改正前	改正後
動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) ウ (略) (選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第6条 候補者は、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払) 第8条 樫原市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された	動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) ウ (略) (選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 (選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払) 第8条 樫原市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された

改 正 前	改 正 後
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担） 第9条 候補者は、次条に規定する契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に檀原市におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を檀原市におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、檀原市におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担） 第9条 候補者は、次条に規定する契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に檀原市におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を檀原市におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、檀原市におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の橿原市議会議員及び橿原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される橿原市議会議員及び橿原市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された橿原市議会議員及び橿原市長の選挙については、なお従前の例による。

理由 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、橿原市議会議員及び橿原市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に要する経費に係る限度額を引き上げるもの

議第28号

檀原市税条例及び檀原市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
檀原市税条例及び檀原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和4年6月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市税条例及び檀原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(檀原市税条例の一部を改正する条例)
第1条 檀原市税条例(昭和31年檀原市条例第32号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(納税証明書の交付手数料) 第19条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。 2・3 (略) (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないこ	(納税証明書の交付手数料) 第19条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付 <u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u> を請求する者は、手数料を納付しなければならない。 2・3 (略) (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、 <u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u>

改正前	改正後
<u>とについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 <u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u> <u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u> 5 (略) 6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 <u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u> <u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u>	5 (略) 6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u>

改正前	改正後
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4条</u>に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u> 3 (略) (市民税の申告) 第36条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項</u>に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u> 3 (略) (市民税の申告) 第36条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的

改正前	改正後
年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者</u>に係るものを除く。）若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。 ２～９ （略） 第３６条の３ （略） ２ 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第２条の３第１項に規定する事項を除く。）のうち法第３１７条の２第１項各号又は第３項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>附記された事項</u>は、前条第１項又は第３項から第５項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。 ３ 第１項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第２条の３第２項各号に掲げる事項を<u>附記</u>しなければならない。 （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>） 第３６条の３の２ 所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出	年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの</u>に係るものを除く。）若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。 ２～９ （略） 第３６条の３ （略） ２ 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第２条の３第１項に規定する事項を除く。）のうち法第３１７条の２第１項各号又は第３項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>付記された事項</u>は、前条第１項又は第３項から第５項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。 ３ 第１項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第２条の３第２項各号に掲げる事項を<u>付記</u>しなければならない。 （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第３６条の３の２ 所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出

改正前	改正後
しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （１） （略） <u>（２） ・ （３）</u> （略） ２～５ （略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>） 第３６条の３の３ 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に	しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （１） （略） <u>（２） 所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名</u> <u>（３） ・ （４）</u> （略） ２～５ （略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第３６条の３の３ 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所</u>

改正前	改正後
掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) <u>(2)</u>・<u>(3)</u> (略) 2～5 (略) (特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の<u>閲覧の手数料</u>は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。	<u>得を有しない者を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) <u>(2) 特定配偶者の氏名</u> <u>(3)</u>・<u>(4)</u> (略) 2～5 (略) (特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の<u>閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料</u>は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

改正前	改正後
2 (略) 附 則 第4条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 (略) 2～8 (略) <u>9・10</u> (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第17条の4 (略) <u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に</u>	2 (略) 附 則 第4条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 (略) 2～8 (略) <u>9 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>10・11</u> (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第17条の4 (略) <u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u>

改正前	改正後
<u>規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u> <u>（1） 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u> <u>（2） 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u> 3 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第18条の2 （略） 2 （略） 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第21条の2 （略）	3 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第18条の2 （略） 2 （略） 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで<u>又は第37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第21条の2 （略）

改正前	改正後
2・3 (略) 4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> （1） <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> （2） <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 (略) （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第21条の3 (略) 2・3 (略) 4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれ</u>	2・3 (略) 4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u> 5 (略) （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第21条の3 (略) 2・3 (略) 4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u>

改正前	改正後
<u>らの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u> <u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 (略) 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第21条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分</u>の同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）</u>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 <u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u> <u>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法</u>	5 (略) 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第21条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る</u>同条第4項に規定する<u>確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u> <u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>	

(檜原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

第2条 檜原市税条例の一部を改正する条例（令和3年檜原市条例第19号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
檜原市税条例（昭和31年檜原市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。 【改正前の表 別記】 附 則 （市民税に関する経過措置） 第2条 （略） 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	檜原市税条例（昭和31年檜原市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。 【改正後の表 別記】 附 則 （市民税に関する経過措置） 第2条 （略） 2 新条例第25条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第2条の5第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(別記)

【改正前の表】

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(<u>控除対象扶養親族を除く。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2～5 (略) (略)	(略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2～5 (略) (略)

【改正後の表】

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) 2～5 (略) (略)	(略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（<u>年齢16歳未満の者</u>又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) 2～5 (略) (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中檜原市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第4条の3の2第1項及び第18条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中檜原市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第17条の4第2項、第21条の2第4項並びに第21条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（檜原市税条例の一部を改正する条例（令和3年檜原市条例第19号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中檜原市税条例第19条の4第1項の改正規定及び同条例第73条の2第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の檜原市税条例第19条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の檜原市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の檜原市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の檜原市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の檜原市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

理由 地方税法等の一部改正により、住宅ローン控除の延長等に伴う措置及び上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し等を行うため、所要の改正を行うもの

議第 2 9 号

檀原市自転車駐車場条例の一部改正について

檀原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

檀原市自転車駐車場条例（昭和 5 7 年檀原市条例第 1 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（駐車自転車等の種類） 第 3 条 自転車駐車場に駐車できる自転車等の種類は、<u>次の各号に掲げる自転車駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u> <u>（1） 真菅駅前自転車駐車場 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 0 号の原動機付自転車及び同項第 1 1 号の 2 の自転車並びに道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 2 条の表に規定する自動二輪車</u> <u>（2） 前号に掲げる自転車駐車場以外の自転車駐車場 前号の原動機付自転車、自転車及び自動二輪車並びに道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号）第 1 条の歩行補助車並びに道路交通法第 2 条第 1 項第 1 1 号の 3 の身体障害者用の車いす</u>	（駐車自転車等の種類） 第 3 条 自転車駐車場に駐車できる自転車等の種類は、<u>道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する原動機付自転車、同項第 1 1 号の 2 に規定する自転車、道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 2 条の表に規定する自動二輪車、道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号）第 1 条に規定する歩行補助車及び道路交通法第 2 条第 1 項第 1 1 号の 3 に規定する身体障害者用の車いすとする。ただし、駐車場の構造上及び運用上駐車することができないものを除く。</u>

改 正 前					改 正 後				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
第2条に規定する自転車駐車場	区分		一時使用料 （1日1回につき）	定期使用料 （1月当たり）	第2条に規定する自転車駐車場	区分		一時使用料 （1日1回につき）	定期使用料 （1月当たり）
	自転車	一般	150円	2,300円		自転車	一般	150円	2,300円
		学生	130円	2,090円			学生		2,090円
	(略)						(略)		
第2条の2に規定する自転車駐車場	区分		一時使用料 （1日1回につき）	定期使用料 （1月当たり）	第2条の2に規定する自転車駐車場	区分		一時使用料 （1日1回につき）	定期使用料 （1月当たり）
	自転車	一般	100円	1,570円		自転車	一般	100円	1,570円
		学生	90円	1,460円			学生		1,460円
	(略)						(略)		
備考（略）					備考				
					1（略）				
					2 障がい者等が定期使用する場合並びに歩行補助車及び車いすで一時使用する場合の使用料の額は、この表の各区分に定める使用料に0.5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。				
					3 前項の障がい者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。				
					（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者				
					（2）療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）別紙の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者				
					（3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第4				

改 正 前	改 正 後
	<u>5条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u> <u>(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に規定する扶助を受けている者</u> <u>(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項各号に規定する支援給付を受けている者</u>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年9月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の橿原市自転車駐車場条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の一時使用及び定期使用の開始に係る使用料について適用し、施行日前の一時使用及び定期使用の開始に係る使用料（施行日前から開始し、施行日を含む使用期間の定期使用に係る使用料を含む。）については、なお従前の例による。

理由 八木駅前南自転車駐車場及び真菅駅前南自転車駐車場にゲートを設置することによる半無人化に伴い、一時使用料の学生料金の撤廃等を行うため、所要の改正を行うもの

議第30号

檀原市介護保険条例の一部改正について

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例

檀原市介護保険条例（平成12年檀原市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則 (保険料の減免の特例) 第3条 (略) 2 前項の減免の対象となる保険料は、 <u>令和2年度分及び令和3年度分</u> の保険料であつて、 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u> までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）があるものとする。	附 則 (保険料の減免の特例) 第3条 (略) 2 前項の減免の対象となる保険料は、 <u>令和3年度及び令和4年度分</u> の保険料であつて、 <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u> までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）があるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置を延長するため、所要の改正を行うもの

議第31号

檀原市観光交流センター条例の一部改正について

檀原市観光交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市観光交流センター条例の一部を改正する条例

檀原市観光交流センター条例（平成22年檀原市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（開館時間） 第6条 観光センターの開館時間は、<u>午前9時から午後7時までとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、観光センターの開館時間を臨時に変更することができる。</u> （休館日） 第7条 観光センターの休館日は、<u>設けない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、観光センターの休館日を臨時に設けることができる。</u> <u>（開館時間の変更）</u> 第15条 <u>第6条第1項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</u>	（開館時間） 第6条 観光センターの開館時間は、<u>規則で定める。</u> （休館日） 第7条 観光センターの休館日は、<u>規則で定める。</u> 第15条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に、この条例による改正前の檀原市観光交流センター条例及び次条の規定によりなされた手続又は行為は、この条例による改正後の檀原市観光交流センター条例（以下「新条例」という。）の相当する規定によりなされた手続又は行為とみなす。

(準備行為)

第3条 新条例の規定の施行に際し必要な手続その他の準備行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

理由 檀原市観光交流センターのうち観光センターの開館時間及び休館日について、今後観光客のニーズに柔軟に対応できるように、規則で定めるための改正を行うもの

議第32号

 榎原市手数料徴収条例の一部改正について

 榎原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

 令和4年6月6日提出

 榎原市長 亀田 忠彦

 榎原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

 榎原市手数料徴収条例（平成12年榎原市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
名称	事務		手数料の額	名称	事務		手数料の額
(略)				(略)			
50 仮設建築物建築許可申請手数料	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	期間が3月以内の仮設建築物	1件につき 60,000円	50 仮設建築物建築許可申請手数料	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	期間が3月以内の仮設建築物	1件につき 60,000円
		期間が3月を超える仮設建築物	1件につき 120,000円			期間が3月を超える仮設建築物	1件につき 120,000円
50の2 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物建築	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		1件につき 160,000円	50の2 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物建築	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		1件につき 160,000円

改 正 前				改 正 後			
許可申請手数料				許可申請手数料			
(略)				(略)			
５６の３ 建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第８７条の３第５項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例の許可の申請に対する審査	他の用途として使用する期間が３月以内の建築物	１件につき ６０，０００円	５６の３ 建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第８７条の３第６項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例の許可の申請に対する審査	他の用途として使用する期間が３月以内の建築物	１件につき ６０，０００円
		他の用途として使用する期間が３月を超える建築物	１件につき １２０，０００円			他の用途として使用する期間が３月を超える建築物	１件につき １２０，０００円
５６の４ 建築物の用途を変更して１年を超えて使用する特別の必要がある建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第８７条の３第６項の規定に基づく建築物の用途を変更して１年を超えて使用する特別の必要がある建築物の特例の許可の申請に対する審査		１件につき １６０，０００円	５６の４ 建築物の用途を変更して１年を超えて使用する特別の必要がある建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第８７条の３第７項の規定に基づく建築物の用途を変更して１年を超えて使用する特別の必要がある建築物の特例の許可の申請に対する審査		１件につき １６０，０００円
(略)				(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 建築基準法の一部改正により、新たな条文が追加されたため、所要の改正を行うもの

議第 3 3 号

檀原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正について

檀原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

檀原市農業委員会の委員等の定数に関する条例（昭和 3 4 年檀原市条例第 2 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（農地利用最適化推進委員の定数） 第 3 条 農地利用最適化推進委員の定数は、 <u>1 1 人</u> とする。	（農地利用最適化推進委員の定数） 第 3 条 農地利用最適化推進委員の定数は、 <u>1 0 人</u> とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

第 2 条 この条例による改正後の檀原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の規定の施行に際し必要な手続その他の準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理由 市内の農地面積の減少に伴い、農地利用最適化推進委員の定数を削減する必要性が生じたため、改正を行うもの